

## 平成 29 年度 社会福祉法人おおくま福寿会

### 事 業 計 画

#### 1. 基本方針等

##### (1) 法人の将来に向けた構想について

###### ① 現 状

東日本大震災並びに福島原子力発電所事故により、避難先の会津若松市において仮設事業所を再開してから 6 年目を迎えます。年を追うごとに利用者の減少は進み、収益の減少が顕著になったため、それに対応すべく平成 28 年度より地域密着型の事業形態に変更し、減収の歯止めを試みましたが、その効果はなく、反面、介護職員の処遇改善のための賃金のアップ等も重なって法人の年間収支は、創設以来の大幅な赤字となっています。更に来年度は、法人の収入の要となる介護報酬の見直しも予定されており、一層の減収が予測されます。

一方、東京電力の賠償金（逸失損害）は、一昨年で一旦終了しており、今後の営業利益に対する賠償金収入の道は閉ざされたままとなっております。

また、大熊町内にある法人施設は中間貯蔵施設建設予定地内にあり、環境省より施設賠償に係る協議の申出がありましたが、現在のところ、補償額等の詳細は不明です。

また、職員の退職に伴う欠員補充については、昨今の求人状況をそのまま反映した形になり、非常に難しい状況が続いていることから、打開策として初任給のアップ等を行いましたが、法人が望む人材の採用には至っておりません。

###### ② 課 題

不定期ですが、大熊町の復興計画に基づき、今後の法人の方向性を具体的にするために大熊町役場福祉課、大熊町社会福祉協議会並びに当法人の三者会議で協議を進めてまいりました。最終的な結論には至っていませんが、相互に確認している事項としては、「大熊町としては、平成 31 年 4 月時点において、復興先である大熊町大川原地区での法人の業務の開始を強く望んでいる。」ということです。当初においては、帰還町民向けのデイサービス機能を付加した施設におけるサービス提供が望まれています。

一方で、現在の仮設事業所の運営についても、一定期間継続することを考慮していくかなければなりません。現在、デイサービスの登録利用者は 11 名、グループホームの入居者は 7 名であり、担当介護職員は、14 名となっております。

職員にとって施設の閉鎖など将来に対する不安がつのり、現時点から将来の生活のためにと退職を考える職員も少なくはないと考えられることから、早い時点で当法人の方向性を明確にし、同時に職員の離職を留める方策を講じないと、仮設事業所での運営に支障がでることは明白です。在職職員を仮設事業所閉鎖の時まで、いかに確保し続けるかも、復興拠点への移転と同様な重要な課題として捉える必要があります。

現在、会津仮設事業所の収支状況は、年間 7 千万円前後の赤字を計上し、会津若松市での再開後の累計赤字は、4 億円に達しております。仮設事業所の老朽化、年々進む利用者の減少、人件費の高騰、慢性的な職員不足等仮設事業所を取り巻く環境は、今後ますます厳しさを増しております。

大熊町が望むように、復興先での事業開始を行うためにも、仮設事業所の閉鎖時期を決定し、移転のための具体的な工程表を作成することになります。同時に移転に係る情報を関係行政機関、利用者並びにその家族、そして、勤務する職員へ公開し、以降の去就を決定して頂くことになります。デイサービスの利用者の他の施設利用への切り替えは比較的容易とは思われますが、入居系事業所であるグループホーム利用者を他の施設へ移動して頂くことは、昨今の待機老人問題等にもあるように厳しいものと予測されます。会津地区のある特養ホームでの待機者は、300人を超えているとの情報もあり、一般的に考えても 3 年～5 年程度の待機期間は考えなければなりません。そのためには、早期に今後の予定を発表し、利用者、家族が十分な準備期間を得られるように何らかの手段を講じた、2 段構えの方法を計画しなければなりません。

デイサービス及びグループホームの契約には、1ヶ月前に通知することで解約できることになっていますが、他の施設への移るための手続き等は、原則として当該利用者またはその家族が行うことになるため、地域の施設の情報提供等最低限のバックアップは行う必要があると思われます。特にグループホーム入居者については、前述したように、仮設事業所の閉鎖と同時に、他の施設への入所が決定するまでの時間は、デイサービスとは比較できないくらい長期的になることを想定して、「帰還に向けての計画」と並行して「利用者の移動に対する計画」も来年度以降の計画に含めなければなりません。

現在のグループホーム利用者は、本来のグループホーム利用とされる介護度を超える方がほとんどで、そこに勤務する介護職員に係る負担は日増しに大きくなり、肉体的・精神的疲労はピークに達している状態が続いています。一方、デイサービスにおいては、利用者の減少により職員数と利用者数が逆転する日も目立つようになり、同一敷地内にある事業所間で職員の負担の差が生じ、一部で不満の声も聽かれる状況にあります。このことは、場合によっては、組織内において軋轢の要因ともなり、業務に多大な影響を及ぼすことにもなりかねないため、単に賃金アップによる処遇の改善だけでなく、根本的な解決手段を講じるのが急務と考えます。

## (2) 社会福祉法人制度改革に伴う今後の方向性

平成 29 年 4 月 1 日付で改正福祉法が施行されるにあたり、定款変更を行い、平成 29 年 2 月に県知事の変更認可を取得しました。同時に付随する各種規定の整備等が必要となったことから、新・定款内容に準じ、新たな委員会の設置、役員の費用弁償、報酬にかかる規定の整備並びに「業務執行理事」の設定に伴い事務規定の整備、更には平成 28 年度第 2 回評議員会、理事会で議決された法人の内部管理体制の基本方針に則り、理事会並びに評議員会の運営規定、監事の監査規定の新設等多くの規定を設置する必要があります。

これらの規定は、定款の施行日である平成 29 年 4 月 1 日に合せて適用となります

が、一方で、定款及び付隨する規定の実施に対しては、今まで以上に厳しく審査されていくと予想されます。特に、今回の改定の主旨であるガバナンスの強化と財務状況の透明性の確保については、評議員会が最高決議機関とされたことから、役員、評議員の資格要件の他、会議の出席率、報酬金額が適正かどうか等、具体的な内容について従来にはない観点からの監査項目もあるものと見込んでいます。これらの項目を規定化し、かつ規定に沿った実施状況を公開する義務も法令で定められているため、近辺の社会福祉法人と情報を交換・共有しながら、整備を行っていきます。

### (3) 介護報酬の減額と各種報酬加算の増加

定期的な介護報酬の見直しのたびに、介護報酬額（単位）は減額の一歩を辿っています。反面、介護報酬に附加して支給される各種報酬加算は、その種類や額が今後ますます増えていくものと予想されます。このことは、単に介護サービス提供だけでなく、提供する職員のスキル・能力を高めることによって生まれる「介護サービスの質の向上」に対する対価として位置付けており、介護報酬減額分を法人の人材育成を介して得ていくことに移行してきていることになります。

職員数の確保だけでなく、勤務する職員教育を計画し、実施している法人については、介護報酬自体が減少しても、各種加算を得ることにより、実質的には介護報酬額の現状維持が可能とされる制度に移行していると考えられます。当法人としては、復興先での業務開始を契機にキャリアパス制度の導入を図り、将来の事業運営費の確実な確保を目的とした計画を策定するため、その準備期間として今年度から仮設事業所期間（2ヶ年度）を設定し、段階的な実施期間として復興事業所期間（3ヶ年度）をあて、両期間を合わせた中期（5年前後）の計画を策定いたします。

## 2. 重点目標

### (1) 仮設事業所の取扱いと整理

平成 28 年 3 月開催の理事会・評議員会で承認されました「社会福祉法人おおくま福寿会の復興計画構想 1. 平成 28 年度から平成 29 年度における短期復興計画の策定」のうち「(1) 会津仮設事業所の取扱と再開拠点の選定について」の計画に基づき、会津仮設の 2 事業所の取扱いを下記の内容で計画します。

#### ① サンライトおおくまデイサービスセンター（会津仮設事業所）

- ・平成 29 年度において、閉鎖（一時「休止」申請を行う。）とします。具体的には、利用者の受入を平成 29 年 1 月 29 日（30、31 日は年始休業）までとし、翌年 1 月の 1 ヶ月間を残務処理（介護報酬請求業務・利用者受入先へ事務引き継ぎ、その他）とし、介護職員は平成 30 年 2 月 1 日付で、グループホームに異動とします。会計処理において、年度内にデイサービス分の介護報酬が入金され、決算処理ができるようにします。公的な手続きとしては平成 30 年 3 月 31 日付で大熊町・県への「事業休止届」を提出することにします。

② グループホームやすらぎの里（会津仮設事業所）

現在の建物での営業を、平成 30 年度内において、閉鎖とします。介護報酬処理の関係と移転作業期間（法人の移転、帶同職員の転居手続、引っ越し等）確保のため、利用終了の目標を平成 30 年 12 月末とし、年度内に介護報酬等の決算処理ができるようにします。平成 31 年 1 月以降については、残務整理（介護報酬請求処理、業務上の書類の整理整頓・保管、備品関係の処分・保管等）終了後、法人全体の移動作業等、復興拠点での業務再開に備えた作業（移転作業等）に移ります。

③ その他

平成 29 年度のデイサービス、平成 30 年度のグループホームの閉鎖又は復興拠点での事業継続に伴い、福祉車両を除く事業所内の資産の処分が必要となります。具体的には、介護備品（介護用ベッド等）や事務備品（事務机、書庫等）のほか、屋外設置の物置（固定資産に該当）等を整理・処分する必要が生じるので、グループホーム閉鎖後に復興拠点での再利用も含め、法人の資産の有効的な活用ができるよう大熊町・大熊町社会福祉協議会との三者会議の中で具体的に計画することとします。

◎平成 28 年度短期計画に基づく会津仮設事業所の整備日程

会津仮設事業所・平成 29 年度～平成 30 年度の主な工程表				
該当事業所	営業期間・終了日	人事異動等	休止届日（閉鎖）	再開（大熊町）
デイサービス	～H29.12.29	H30.2.1～G/H (基本・1.1 移動)	H30.3.31 付	H31.4.1 予定 (状況による)
グループホーム (仮設事業所)	～H30.12.31	H31.2.1～残務 (基本・1.1 移動)		

（2）利用者対応と職員の処遇対応の計画と実施

平成 29 年度当初において、仮設事業所の閉鎖に係る計画を職員及び利用者、その家族並びに担当ケアマネ、関係機関に正式に通達し、具体的な作業に着手します。

また、異動職員に対しても十分な説明と処遇を提示します。グループホームでの業務は、デイサービスとは異なる勤務形態（夜勤・祝祭日の勤務等）となるため、慎重な対応が望まれます。この 2 点の作業計画は、平成 29 年度開始と同時に具体的な計画を立案し、理事会、評議員会での審議を経て実行するよう計画します。

利用者の移動については、計画内容が利用者及び家族に大きく関わるデリケートな案件であることを念頭に慎重に行い、大熊町包括支援センター、担当ケアマネとも連携を取り、具体的な作業に移ることにします。また、グループホーム職員についても、デイサービス職員の異動を機に勤務体制等を見直し、勤務する際の負担を軽減する手段・方法（夜間勤務の 2 名体制や月当たりの回数を減らす、夜勤手当の見直し等）を検討し、異動する職員、従来の職員共にグループホームで勤務しやすい環境の整備を行います。

### (3) 復興拠点と再開事業の選定

復興拠点における再開事業に関しては、当面の間（帰還後、1年～2年程度）は大熊町の復興計画に沿った施設を利用して業務を再開したいと考えますが、デイサービス機能を付加した建物とした場合、老人福祉法や介護保険法、更に県の準則に沿った規模、設備がないと事業所としては、再開申請で認可されにくい（大熊町内の施設は、「仮設」とは見なされないため、審査が厳しいと考えられる。）ことも考慮しなければなりませんし、会津仮設事業所で使用していた備品の再利用も提供される施設の広さも考慮しなければなりません。現在の所、大熊町からの案では、「デイケアセンター（仮称）」と示されており、その施設の一部を利用してデイサービス事業を再開する案を提示されていますが、建物自体の規模、設備等の概要が不明なため、その施設を利用しての再開事業の選択は、現段階では判断が難しい状況となっているので、平成 29 年度内において、具体的な情報収集を行い、再開事業を具体的に選定し、実施に向けての具体的な内容を計画いたします。

人材の採用については、将来、大熊町での就業を前提とした採用とし、人員数を考慮しながら再開事業の時期、選択を行うことを計画します。

一方、法人の主体となる新たな特養建屋については、引き続き大熊町に用地提供の依頼を行い、平成 29 年度中に復興拠点近辺に法人が望む土地（8,000 平米程度）を確保できるよう努め、平成 30 年度以降において将来の特養施設（短期入所及びデイサービス機能付き）の建設設計画を策定いたします。

### (4) 職員確保について

事業の再開に向けての第一歩にあたるのが、「人材=職員の確保」となります。復興拠点において、再開時の人材確保は、現在の相双地区の求人状況に加え、今年 4 月以降に予定されている富岡町や浪江町の帰還伴う町内の介護施設の求人状況も考慮すると、大変厳しい時期での求人活動が予想されます。

当法人の事業再開時期を平成 31 年 4 月とした場合、既に両町（富岡町・浪江町）において介護施設が営業している中で行うこととなり、移転にあたる平成 31 年 4 月からの求人活動では、法人が望む人員を確保するのは大変難しいと考えます。このことから 1 年前倒しの平成 30 年 3 月卒業の学生をメインに採用し、法人負担による介護資格の取得（ニチイ等での研修）を勧め、他の施設において教育を実施（給与は法人負担で支給）することで、再開時の平成 31 年 4 月以降には、即戦力として見込める人材の確保を行うことができるよう計画いたします。

また、一年前倒しによる職員教育は、キャリアパス制度の導入の基礎となり、再開後の介護報酬に附加される加算（処遇改善加算）の求める受給条件（計画・実行・結果の報告等）も満たし、以降の介護報酬加算にもつなげます。

### (5) 経費の削減と勤務環境の改善

現在の仮設事業所（デイサービス・グループホーム）は、利用者の減少と介護報酬額の減額等もあり、軒並み赤字の状況となっています。特に、デイサービスにおいては、介護報酬月額が職員の月額人件費にも満たない状態であり、利用者も復興支援住宅の

完成による移転や応急仮設住宅の閉鎖による移転等で、今後ますます利用者の減少が加速し、業績が今以上に悪化するのは明らかです。

一方、グループホームにおいては、施設の老朽化による不具合の他、法整備に伴う施設設備（消防設備・スプリンクラー等）の未設置等防災上の問題に加え、入居者の介護度アップによる職員負担が増大し、今後の運営に支障が生じることは避けられない状況となっています。これらの対策として、デイサービスの閉鎖と同時に職員をグループホームに異動することを計画します。このことにより、デイサービスの看護師をグループホームの所属にし、現在の看護師派遣代の削減（デイサービス・グループホーム合計で年間約 440 万円。）とデイサービス経費（ガソリン代や日用品代等）の削減、またグループホーム職員の勤務環境の整備（一人当たりの夜間勤務の回数減・退職者発生時の負担軽減等）が可能になり、勤務職員の負担軽減が期待できます。

### 3. 事業目標及び骨子

#### （1）法人本部

##### ① 復興先での事業再開に向けた法人運営体制の構築

当法人の大熊町の復興拠点への移転作業が本格的になることを前提に、移転作業の主管として業務執行理事の選定を大熊町の復興計画の進捗状況に合わせて計画します。業務執行理事の業務としては、復興拠点における再開事業所の立ち上げ作業を中心に行うこととし、事務的サポートは、総務管理課（職員 2 名）が行うこととします。また、運営体制の見直しを行い、営業実態がない特養所属の職員（施設長）も含む事務系職員を平成 29 年度より「法人本部」所属とし、業務執行理事のバックアップ体制の確立と将来の事業再開に備えた体制とします。なお、将来、特養を再開した時点において、事務系職員全員を特養に移籍いたします。

##### ② 資金の効率的運用と管理

平成 28 年度において、施設整備積立金として、東電賠償金のうち大熊町の施設分（財物賠償分・約 14 億円）を金融機関 2 行（JA・あぶくま信金）に積立いたしました。その後、県福祉監査課経由で厚生労働省の担当部署より、今回の社会福祉法改正による内部留保金の再投下（社会福祉充実計画）に関して東電賠償金は全額内部留保金から除くという回答を得たため、法人の普通口座にある東電賠償金のうち営業損益（逸失損害賠償金）を、新たに復興拠点における運営資金とするため、積立を行うことを計画します。

なお、積立金額については、復興拠点へ移転するまでの会津仮設事業所の運営資金を確保することを前提に計画いたします。

##### ③ 情報収集及び復興拠点への移転計画の策定

大熊町役場福祉課及び大熊町社会福祉協議会と定期的な協議を継続し、当法人に関わる復興計画（移転含む）の情報収集に努め、具体的な移転及び事業再開の計画を策定いたします。計画の策定は、大熊町が望む復興拠点でのサービス提供

の内容の他、法人が望む用地の取得時期・規模がある程度確定しないと難しいので、協議の回数及びその間隔を短くし、具体的な計画作成につながる情報の収集・整理に努め、計画いたします。

#### ④ 職員の処遇の整備

会津仮設事業所において閉鎖までの間、職員を確保しなければなりません。閉鎖の告知と同時に閉鎖までの間の残留を職員個人に法人から依頼することになります。法人からの申出を快諾し、閉鎖日まで勤務した職員の貢献度に対する処遇を検討する必要があります。会津若松市における業務再開から復興拠点への移動までの期間は、計画では 7 年 6 ヶ月となります。

この間、仮設事業所という十分な設備もない中で業務を行う在職職員は、地元在住の者が大半を占め、法人の都合により閉鎖の決定後も、法人の状況、職務に対する責任感等により最後の利用者が移動するまでの間サービス提供の業務に就いた職員への報奨を法人の財務状況、震災当時の一時金の額等も参考に計画いたします。なお、会津仮設事業所の閉鎖は、2 事業所あり 1 年連れての閉鎖を計画しているので、報奨支給の条件設定も含めて規定の整備を計画に盛り込みます。

### (2) 特別養護老人ホーム

#### ① 予算計画

前年に引き続き、サンライトおおくま拠点区分（大熊町）として、経理事務を実施します。大熊町での事業活動はありませんが、大熊町施設の維持に係る費用（火災保険）や特養所属の車輌の維持費等が発生しますので、前期繰越金を取り崩して、必要最低限の経費に留めながら、予算立てを行います。

#### ② 資産管理

特養施設が中間貯蔵建設予定地内にあることから、環境省より施設調査の提案が平成 29 年 1 月にあったので、環境省の補償額の提示をもって、今後の処理を計画いたします。

### (3) デイサービス事業所

#### ① 予算計画

前年に引き続き、サンライトおおくま拠点区分（大熊町）と会津仮設事業所拠点区分（会津仮設）の 2 拠点に分けて、経理事務を実施します。大熊町での事業活動はありませんので、サンライトおおくま拠点区分については、收支とも 0 円での予算立てとなります。なお、会津仮設事業所においては、平成 29 年 12 月をもって、閉鎖を計画していることに加え、前年度にも増して利用者減少の他、平成 29 年 12 月をもって閉鎖を含めた予算建てを行うこととします。

(イ) 平成 29 年度内に転居等で利用を終了する利用者の情報もあり、前年にも増して減収となります。このため介護報酬だけでは事業の継続が叶いませんので、前期繰越金を取り崩して、事業所の閉鎖完了まで運営に支障が生じないよう事業の継続を計画いたします。

(ロ) 収入のさらなる減少、事業の閉鎖を視野に入れ「必要最低限の経費の使い方」に留意し、閉鎖に備えます。

## ② 利用者及び家族への対応

平成 29 年度内に事業の終了を予定していることから、新規利用者の受け入れを中止します。また、現在の利用者においては事業所の閉鎖、新たな受入先の選択と閉鎖に伴う負担は大きく、利用者本人の生活にも大きく影響してくることになります。さらに利用者の家族についても、利用者と同様に新たにサービス提供の場を確保する必要が生じますので、大熊町包括支援センター及び担当ケアマネとの連絡調整を行い、当事業所での利用終了が円滑に行われるよう対応いたします。

## (4) グループホーム

### ① 予算計画

前年に引き続き、サンライトおおくま拠点区分（大熊町）と会津仮設事業所拠点区分（会津仮設）の 2 拠点に分けて、経理事務を実施します。大熊町での事業活動はありませんので、サンライトおおくま拠点区分については、収支とも 0 円での予算立てとなります。なお、会津仮設事業所においては、定員 9 名に対し、空床が発生していることも含め、予算建てを行うこととします。

(イ) 介護報酬だけでは事業の継続が叶いませんので、法人本部より繰り入れを行い、事業を継続いたします。

### ② 閉鎖に伴う事前準備

会津仮設事業所の事業終了を実質平成 30 年 1 月 31 日とし、現在の入居者を他の施設へ移動するための作業に着手します。

### (イ) 利用者及び家族への告知

大熊町の復興拠点への移転に伴い、現在の会津仮設事業所の利用が平成 30 年 1 月 31 日をもって行うことを事前に連絡し、新たな利用施設を探す時間を確保できるようにします。また、法人間での連絡を密に取り、受入先情報の提供を行い、閉鎖作業が円滑に行えるよう対応します。

### (ロ) 新規利用者の受入中止

業務の終了を予定している中での新規利用者の受入は、終了作業の負担増並びに近い将来利用者とその家族に再度受入先を探す負担を強いることになることも考慮し、平成 29 年度以降、会津仮設事業所においては新規受け入れを中止します。

### ③ 生活環境の整備

震災後 6 年を経過し、仮設事業所の老朽化が著しく、利用者の安全確保のため大熊町と協議しながら補修・補強を行い、事業を継続します。また、備品についても老朽化が進んでいるので、適宜、修理交換し、住環境の整備をいたします。同時に移転作業が円滑に進むよう計画します。